

社会的距離措置の手順：付録 A

最新の更新

2020/6/29：14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局に報告する必要があります。

2020/7/20：従業員と訪問者のフェイスカバーの着用および症状の確認に関する情報が追加されました。

事業名： _____

所在地： _____

一般に公開されている
施設の収容面積： _____

企業は以下の適用可能な対策をすべて実施し、実施されていない対策に関しては、それが適用されない理由を説明する準備ができていなければならない必要があります。

A. 標識

- すべての従業員と顧客に、咳や発熱がある場合は施設内に入らず互いに最低6フィートの距離を保つよう通知するため、施設の各一般入り口に標識を掲示する。
- 施設への各一般入り口に社会的距離措置の手順の標識を掲示する。

B. 従業員の健康を保護するための対策（施設に該当するものをすべて選択してください）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- すべての従業員は、病気の際は出勤しないよう指示されている。
- 一名以上の従業員にCOVID-19の陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを把握した際、雇用主はその感染者を自宅隔離させ、その感染者と職場で曝露があった全従業員に即時自己検疫を促す計画や手順を準備している。COVID-19に対するさらなる管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、検疫中の全従業員がCOVID-19検査を受けられる手順を検討する必要がある。
- 従業員が職場に入る前に**症状の確認**を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、その他の症状の有無、および従業員が過去14日間にCOVID-19への感染が判明している人との接触があったかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局(888) 397-3993、または(213) 240-7821に報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切な布製フェイスカバーを無料で提供している。就業中他者

と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員は布製フェイスカバーを着用する必要はない。

- 従業員はフェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
- すべての机やのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。
- 休憩室、トイレ、その他の共有エリアは、以下のスケジュールに従って頻繁に消毒している。
 - 休憩室： _____
 - トイレ： _____
 - その他： _____

すべての従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる：

すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる：

すべての従業員は石鹸と水を以下の場所で利用できる：

従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許されている。

各従業員に本手順のコピーを配布している。

オプション - その他の対策の説明

C. 人が密集するのを防ぐための対策（施設に該当するものをすべて選択してください）

店内の顧客数を常に制限し、顧客や従業員が互いに最低6フィートの距離を容易に維持できるようにする。

施設内の顧客の最大収容人数：

入口に従業員を配置して、施設の顧客の最大収容人数を超えないようにする。

混雑や列を減らすために、すぐに売り切れてしまう商品に一人当たりの制限を設ける。

説明：

オプション - その他の対策の説明

D. 人々が6フィートの距離を保つための対策（施設に該当するものをすべて選択してください）

店の外に標識を掲示し、列に並ぶときも含めて、他者との間に少なくとも6フィートの距離を保つよう人々に促す。

- 店内で顧客が列を作る場所にテープなどで少なくとも6フィート間隔の印を付けたり、顧客用の入り口付近の通路に標識を掲示して、物理的距離を確保するように指示する。
- 注文エリアと配送エリアを分離して、顧客が集わないようにする。
- 従業員は顧客や他の従業員から少なくとも6フィートの距離を保つよう指示されている。ただし、従業員は支払いの受け取り、商品やサービスの提供、またその他必要に応じて、一時的に顧客に近づくことができる。
- オプション - 社会的距離措置の実践のために一方通行の通路を設定する。
- オプション - その他の対策の説明

E. 不要な接触を防ぐための対策（施設に該当するものすべてを選択してください）

- 顧客が自ら食べ物に関連する商品を取り扱わないようにしている。
 - すべての商品は、スタッフによって密封された容器にあらかじめ包装されている。
 - 大型容器に入った食品のセルフサービスを顧客に提供していない。
 - 食品サンプルは禁止している。
- 非接触型決済システムを設置する。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒する。
説明：
 - オプション - その他の対策の説明（例：シニア限定の時間を提供する）

F. 感染管理を推進するための対策

- 施設に到着した訪問者に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている訪問者はこの要件から免除される。従業員と他の訪問者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した訪問者が利用できるフェイスカバーを用意する。
- 訪問者が施設に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、およびその他の自覚症状が含まれる。これらの確認は、対面式で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある訪問者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。

G. 消毒を実践するための対策（施設に該当するものをすべて選択してください）

- 通常一般に開放されているトイレは、継続して開放する。
- COVID-19に対して効果的な消毒用ウェットティッシュをショッピングカートや買い物かごの近くに常備している。
- 従業員を配置して、カートとバスケットを頻繁に、理想的には使用のたびに消毒している。
- 人々が直接やり取りをする店内や、施設の入口または入口付近、レジカウンターに手指消毒剤、石鹼と水、効果のある消毒剤を用意している。

-
- すべての支払機、ペン、およびスタイラス（尖筆）は、使用のたびに消毒している。
-
- すべての頻繁に触れる物の表面を定期的に消毒している。
-
- オプション - その他の対策の説明
-

企業は上記に含まれていない追加の対策を別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

事業の
担当者名:

電話番号:

最終更新日:
